

## 消防

### 住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器の設置は、昨年の6月1日からすべての住宅に義務付けられています。

住宅用火災警報器を設置していたことによる奏功事例も多くありますので、尊い生命、貴重な財産を守るため、まだ設置していない住宅には、今すぐに設置してください。

#### ◎住宅用火災警報器を設置すると

- ・火災を早く発見し、早い避難ができる。
- ・早い通報や初期消火により被害の軽減につながる。
- ・留守のときなど、隣近所などが警報音で異常に気付くことがある。
- 第42回私たちの防火標語

住宅用火災警報器賞 -

『警報器 みんなの安全 見守り隊』  
(田村市立船引中学校 助川美里さん)  
岡郡山市消防本部予防課 ☎024-923-8172

## 産業

### 森林の土地を取得したときは届け出が必要です

平成24年4月から森林の土地の所有者となった方は、市町村長への事後届け出が義務付けられました。

#### ■届け出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届け出をしなければなりません。

#### ■届け出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届け出をしてください。届け出をしない、または虚偽の届け出をした場合は、10万円以下の過料が科せられる場合がありますので、ご注意ください。

詳しくは、お問い合わせください。

岡農林振興課 ☎72-6935

岡福島県中農林事務所

森林林業部林業課 ☎024-935-1370

## くらし

### 災害がれきの集積と搬入について

町では昨年度に続き、地震により家屋等の損傷で発生した、がれき類の無料受け入れを実施します。

がれき類の集積所への搬入(持ち込み)を希望する方は「災害がれき搬入申請書」に必要事項をご記入の上、町民生活課へ申請してください。

なお集積所への搬入については次のとおりです。

#### ■搬入集積所(持ち込み場所)

JT日本たばこ(旧専売公社)跡地

#### ■搬入できる日

##### ▷平日

4月16日から11月15日までの月曜日から金曜日まで

9:00～16:00

##### ▷休日

4月29日⑩、5月6日⑩、6月10日⑩、7月8日⑩、8月5日⑩、9月9日⑩

9:00～16:00

#### ■搬入(持ち込み)できるもの

瓦、コンクリート破片、ブロック、モルタル類(ほかの廃棄物は受け付けできません)

#### ■注意事項

- ・事前に町へ必ず申請書を提出してください。申請書は町民生活課窓口にて用意してあります。
- ・搬入する場合は、町民生活課へ事前連絡ください。
- ・集積所への搬入(持ち込み)、荷降ろしは各自で行ってください。
- ・がれき類は、それぞれ分別して搬入してください。
- ・袋詰めで搬入した場合、空き袋は持ち帰りください。
- ・専門業者が取り扱うがれき類は受け付けできません。

ご不明な点は、お問い合わせください。

岡町民生活課 ☎72-6933

## 税

### 自動車税の納期は5月31日です。早めに納めましょう!!

平成23年度は東日本大震災の影響により課税を延期しましたが、平成24年度は5月31日⑩を納期限として課税を実施します。

自動車税は4月1日(午前0時)現在で運輸支局の登録名義人、所有者等が納めることになっています。

納税通知書は5月上旬に送付しますが、転居などにより届かない場合には、福島県中地方振興局県税部課税第二課までお問い合わせください。

#### ◎自動車税の減免制度について

一定の要件に該当する障がいのある方のために使用される自動車については、納税義務者の申請により自動車税が減免される制度があります。申請期間は、4月2日から5月31日までです。

岡福島県中地方振興局県税部課税第二課  
郡山市麓山1丁目1番1号

☎024-935-1261・1264

## 相談

### 悩みや苦情はまず相談!

行政相談は、役所(国、県および市町村)や特殊法人などの仕事に関して、苦情や困っていること、心配なこと、分からないこと、要望したいことなどについて相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。

行政相談員は、いつでも自宅で相談に応じますのでお気軽にご相談ください。

また次により相談所を開設しますので、ぜひこの機会にご利用ください。

#### ■行政相談員

過足義夫氏

(浮金宇東50番地 ☎73-2515)

#### ■行政相談会

▷日時 5月14日⑩10:00～15:00

▷場所

多目的研修集会施設(1階・青年婦人研修室)